

令和8年4月1日

## 総合評価落札方式（簡易型）における共通事項

平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行され、価格と品質が総合的に優れた調達を行うことが求められたことから、松山市では、平成18年9月から総合評価競争入札を試行導入しました。

総合評価落札方式は、価格のほかに、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、品質や施工方法等を総合的に評価し、価格と技術の両面から最も優れたものをもって申込みをした者を落札者とする方式です。

入札に参加される皆さんの総合評価に対する理解を深めるとともに、よりよい提案を行っていただくため、提出資料作成の際の留意事項を取りまとめましたので、入札参加にあたっては、下記の事項に十分留意してください。

### 記

#### 1 総合評価落札方式の対象建設工事

総合評価落札方式の実施にあたっては、次の各号に該当する工事の中から、工事の規模、内容、時期等を考慮し適用します。

- (1) 入札者の提示する性能、機能、技術等によって工事価格に、工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の減額相当額並びに維持更新費その他のライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生ずると認められる工事
- (2) 入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比べて、工事目的物の初期性能の持続性、強度、耐久性、安定性等の性能又は機能に相当程度の差異が生ずると認められる工事
- (3) 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を必要とする工事であって、入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比べて対策の達成度に相当程度の差異が生ずると認められる工事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、入札者の技術力、実績等を総合的に評価することにより、価格のみによる競争の場合に比して、著しく市に有利になると認められる工事

#### 2 評価の方法

評価の方法は、入札者の申込みに係る性能等の各評価項目の得点の合計（以下「評価点」という。）と当該入札者の入札価格を基に、次のいずれかの方法を採用して数値（以下「評価値」という。）を求めるものとします。

## I 評価値の算定方法

(1) 加算方式 評価値＝技術評価点＋価格評価点

(2) 除算方式 評価値＝技術評価点（標準点※A＋加算点※B）／入札価格

※Aは、提出された資料が、要件を満たすものであれば100点を付与します。

※Bは、各評価項目の得点を合計したものとし、10点から50点までの範囲内において入札説明書に案件ごとに定めます。

\*松山市では、松山市総合評価競争入札実施要領において、(1) 加算方式、(2) 除算方式の両方式を定めていますが、原則(2) 除算方式を適用します。

## II 落札者の決定

予定価格の範囲内で、失格等を除く評価値が最も高い者を落札者とします。

## 3 評価項目の設定

評価項目の設定は、次のとおりとしています。

評 価 項 目		
施工計画	(大 項 目)	
	①実施手順の妥当性及び工期設定の適切性	選択
	②施工上配慮すべき事項の適切性	選択
	③工事目的物の性能・機能に関する事項	選択
	④材料の品質管理の適切性	選択
企業の施工能力	⑤同種工事の施工実績	必須
	⑥松山市の工事成績	選択
	⑦災害対応工事の施工実績	選択
	⑧地域貢献度	選択
	⑨地理的要因	選択
	⑩ISOマネジメントシステム及びエコアクション21の取組み	必須
	⑪若手技術者の雇用状況	必須

配置予定技術者の能力	⑫同種工事の施工実績	必須
	⑬松山市の工事成績	選択
	⑭継続教育（CPD等）の取組み	必須

\*ただし、この表は原則であり、工事の内容によって変更しますので、個別の工事の入札説明書において評価項目をご確認ください。

## 4 評価項目の評価

### I 共通事項

総合評価は、提出された総合評価に係る資料の記載内容に基づき評価(加点)します。

このため、記載誤りや記載漏れは、その他の資料により確認できる場合であっても評価(加点)されませんので、十分確認のうえ提出してください。

### II 個別事項

#### (1) 施工計画

##### 1) 評価の方法

施工計画に関する評価項目は、「3 評価項目の設定」の各評価項目（大項目）①～④から工事の内容に応じて1項目以上を選択し、求める提案数は、合計3～10個とします。

なお、具体的な内容や提案数等につきましては、案件ごとに設定しますので、個別の入札説明書において評価項目等をご確認ください。

##### ①判定方式

次の判定方式区分表（1）～（3）のとおり、評価項目に関する提案に対して、評価内容を踏まえて判断し、有効な提案数に応じて点数を付与する評価方法です。

##### 判定方式区分表（1）

1 評価項目（大項目）に対して求める提案数	加点対象として有効な提案数	
	1 個	1 個
例) 満点を5点として設定した場合	5.0 点	0 点

### 判定方式区分表（2）

1 評価項目（大項目）に対して求める提案数	加点対象として有効な提案数		
	2 個	1 個	0 個
例) 満点を 5 点として設定した場合	5.0 点	2.5 点	0 点
例) 満点を 10 点として設定した場合	10.0 点	5.0 点	0 点

### 判定方式区分表（3）

1 評価項目（大項目）に対して求める提案数	加点対象として有効な提案数			
	3 個	2 個	1 個	0 個
3 個	3 個	2 個	1 個	0 個
4 個	4 個	3 個	2～1 個	0 個
5 個	5 個	4～3 個	2～1 個	0 個
6 個	6 個	5～4 個	3～1 個	0 個
7 個	7 個	6～4 個	3～1 個	0 個
8 個	8 個	7～5 個	4～2 個	1～0 個
9 個	9 個	8～5 個	4～2 個	1～0 個
10 個	10 個	9～6 個	5～2 個	1～0 個
例) 満点を 5 点として設定した場合	5.0 点	3.5 点	2.0 点	0 点
例) 満点を 10 点として設定した場合	10 点	7.0 点	3.5 点	0 点
例) 満点を 15 点として設定した場合	15.0 点	10.0 点	5.0 点	0 点

#### 2) 提案資料等について

提出可能な資料（第 3 号様式）の枚数は、A4 縦片面で①から④の項目において、提案数に応じて 3～10 頁以内〔1 つの提案ごとに 1 頁まで、工程表（第 2 号様式）は除く〕としますので、3～10 頁を超える資料の提出があっても、その部分は評価（加点）の対象となりません。

また、参考資料の添付は、A4 縦片面で 1 つの提案ごとに 1 頁までとします。

#### 3) 配点

- ①実施手順の妥当性及び工期設定の適切性
- ②施工上配慮すべき事項の適切性

③工事目的物の性能・機能に関する事項

④材料の品質管理の適切性

1 評価項目（大項目①～④のいずれか）に対して求める提案数が1個の場合

評価内容		評価基準	配点
大項目	小項目		
①～④ ※案件ごとに選択	(具体的な内容) ※案件ごとに設定します。	評価項目に関する提案に対して、評価内容を踏まえた有効な提案が1個である。	5.0 ～1.0
		評価項目に関する提案に対して、評価内容を踏まえた有効な提案が0個である。	0.0

1 評価項目（大項目①～④のいずれか）に対して求める提案数が2個の場合

評価内容		評価基準	配点
大項目	小項目		
①～④ ※案件ごとに選択	(具体的な内容) ※案件ごとに設定します。	評価項目に関する提案に対して、評価内容を踏まえた有効な提案が2個である。	10.0 ～2.0
		評価項目に関する提案に対して、評価内容を踏まえた有効な提案が1個である。	5.0～ 1.0
		評価項目に関する提案に対して、評価内容を踏まえた有効な提案が0個である。	0.0

1 評価項目（大項目①～④のいずれか）に対して求める提案数が3～10個の場合

評価内容		評価基準	配点
大項目	小項目		
①～④ ※案件ごとに選択	(具体的な内容) ※案件ごとに設定します。	評価項目に関する提案に対して、評価内容を踏まえた有効な提案が○～○個である。	15.0 ～3.0
		評価項目に関する提案に対して、評価内容を踏まえた有効な提案が○～○個である。	10.0 ～2.0
		評価項目に関する提案に対して、評価内容を踏まえた有効な提案が○～○個である。	5.0～ 1.0
		評価項目に関する提案に対して、評価内容を踏まえた有効な提案が○～○個である。	0.0

\*この施工計画の評価において求める①から④については、設計図書等に定める仕様及び施工条件明示書の範囲内の配慮事項に対する対策を求めるものであり、施工計画（工程表・技術的所見等）の評価は、記載している提案事項が判断基準となり、内容の実現

性・具体性とその根拠の正確性により評価するもので、定められた仕様を明らかに逸脱した提案は、適正な施工計画とは認められませんのでご注意ください。

\*上記「(1) 施工計画」に示す評価基準の内容については、基本例であり工事の内容によって変更しますので、個別の工事の入札説明書において評価項目をご確認ください。

\*作成にあたっては「総合評価落札方式(簡易型)における施工計画作成上の留意事項」を参照してください。

## (2) 企業の施工能力

### ⑤同種工事の施工実績

評価内容	評価基準	配点
同種工事の施工実績	過去5年間（〇〇年4月1日以降）の *同種工事の施工実績 有	3.0～ 2.0
	過去10年間（〇〇年4月1日以降）の *同種工事の施工実績 有	2.0～ 1.0
	過去15年間（〇〇年4月1日以降）の *同種工事の施工実績 有	1.0～ 0.5
	上記いずれも実績 無	0.0

\*同種工事の具体的な内容については、個別の工事の入札説明書でご確認ください。

\*評価(加点)対象となる施工実績は、当該年度開始日から起算して過去15年間における元請としての施工実績です。該当年度の判断については、工事の竣工日を基準として判断してください。

\*共同企業体の代表者でない構成員としての従事経験は、入札参加資格としては出資比率が20%以上のものであれば認めています。総合評価においては評価(加点)の対象になりませんので留意してください。

### ⑥松山市の工事成績

評価内容	評価基準	配点
松山市の工事成績	過去〇か年度（〇〇～〇〇年度）の工事成績で *同一工種の平均点80点以上	5.0～ 2.0
	過去〇か年度（〇〇～〇〇年度）の工事成績で *同一工種の平均点75点以上80点未満	3.0～ 1.0
	過去〇か年度（〇〇～〇〇年度）の工事成績で *同一工種の平均点70点以上75点未満	2.0～ 0.5
	上記いずれも 無	0.0

- \*同一工種の具体的な内容については、個別の工事の入札説明書でご確認ください。
- \*評価基準の年度は、案件によって求める年度の期間が異なる場合があるので、個別の工事の入札説明書でご確認ください。
- \*公告年度の属する前年度以前を対象とし、評価基準で求める年度の同一工種の工事成績評定点の平均点で評価(加点)します。なお、小数点以下については切り捨てるものとします。
- \*松山市の工事成績として、松山市公営企業局の工事成績も評価対象とします。

⑦災害対応工事の施工実績

評価内容	評価基準	配点
災害対応工事の 施工実績	過去○年間（○○年4月1日以降）の *災害対応工事の施工実績 有	1.0～ 0.5
	上記実績 無	0.0

- \*災害対応工事とは、自然災害を原因とする被害に対する応急対応工事、復旧に係る工事で松山市契約課が発注した設計金額200万円を超える工事（発注工種は問わない）が対象となります。ただし、令和7年12月31日以前に松山市契約課又は松山市公営企業局契約管理課が発注したものは設計金額130万円を超える工事（発注工種は問わない）が対象となります。
- \*元請として受注したものに限りします。
- \*工事が完成し、かつ引渡し完了したものに限りします。
- \*該当年度の判断については、工事の竣工日を基準として判断してください。

⑧地域貢献度

評価内容	評価基準	配点
地域貢献度	松山市と災害時における協定の締結 有	2.0～ 1.0
	松山市と災害時における協定の締結 無	0.0

- \*地域貢献度は、地震や風水害など大規模災害が発生した場合の、松山市（松山市公営企業局を含む。）と団体・民間企業との災害時のための協定締結の有無を求めるもので、協定書の無いものは除きます。
- \*企業等において災害時のための協定を締結している場合は、当該実績調書に協定書の写しを添付し証明者欄の証明は不要です。
- \*公告日時時点で締結されており、開札日時時点で有効なものに限りします。

⑨地理的要因

評価内容	評価基準	配点
地理的要因	松山市内に本店の所在 有	2.0～ 0.5
	松山市内に支店・営業所等の所在 有	1.0～ 0.25
	上記いずれも要件 無	0.0

\*公告日において、松山市内の所在の有無等について評価(加点)します。

⑩ I S Oマネジメントシステムの取組み

評価内容	評価基準	配点
I S Oマネジメントシステムおよびエコアクション21の取組み	I S O 9 0 0 0シリーズ及び1 4 0 0 0シリーズを取得	2.0～ 1.0
	I S O 9 0 0 0シリーズ及びエコアクション21を取得	1.5～ 0.75
	I S O 9 0 0 0シリーズ又は1 4 0 0 0シリーズを取得	1.0～ 0.5
	エコアクション21のみを取得	0.5～ 0.25
	上記いずれも 無	0.0

\*契約締結の権限を有する事務所において公告日時点で認証取得されており、開札日において有効であるものを評価(加点)します。契約締結の権限を有する事務所が登録に含まれていることがわかる登録書等の添付が必要となるので留意してください。

\*建設業に関し、認証取得していることが確認できる登録書の写し等の添付が必要です。

\*建設業に関し、認証取得していることが確認できない場合は、評価(加点)しませんので留意してください。

\*エコアクション21は、認証・登録証の写しを添付してください。

⑪若手技術者の雇用状況

満35歳未満の技術者を一人でも雇用していれば、配置しなくても加点します。

評価内容	評価基準	配点
若手技術者の雇用状況	30歳未満の技術者の雇用 有	1.0
	30歳以上35歳未満の技術者の雇用 有	0.5
	上記いずれも 無	0.0

※公告日時点で雇用されており、開札日時点の満年齢が評価基準を満たしていること。

※主任技術者又は監理技術者になり得る者（建設業法第7条第2号または同法第15条第2号に該当する者）、もしくは同法第7条第2号イに該当する所定学科を卒業した者であること。（同一工種に限りません。）

※資格又は卒業を証明できる書類（資格者証、卒業証明書の写し等）のほか、年齢及び雇用が確認できる書類（監理技術者資格者証の写し等）を添付してください。

※複数人雇用していても、評価（加点）は同じです。

**（3）配置予定技術者の能力**

配置予定技術者の評価（加点）にあたっては、配置予定技術者が複数申請されている場合は、以下の評価項目における得点の合計点が最も低い者で評価（加点）します。

製作及び据付を含む工事の場合にあつては、据付の技術者について評価（加点）します。

⑫同種工事の施工実績

評価内容	評価基準	配点
同種工事の施工実績	過去5年間（〇〇年4月1日以降）の *同種工事の施工実績 有	4.0～ 1.5
	過去10年間（〇〇年4月1日以降）の *同種工事の施工実績 有	3.0～ 1.0
	過去15年間（〇〇年4月1日以降）の *同種工事の施工実績 有	2.0～ 0.5
	上記いずれも実績 無	0.0

\*同種工事の施工実績等の具体的な内容については、個別の入札説明書をご確認ください。

\*評価（加点）対象となる施工実績は、当該年度開始日から起算して過去15年間における元請としての施工実績です。該当年度の判断については、工事の竣工日を基準として判断してください。

\*共同企業体の代表者でない構成員としての従事経験は、入札参加資格としては出資比率が20%以上のものであれば認めています。総合評価においては評価（加点）の対象になりませんので留意してください。

⑬松山市の工事成績

評価内容	評価基準	配点
松山市の工事成績	〇〇年4月1日以降に竣工した工事成績 *同一工種で80点以上 有	3.0～ 1.0
	〇〇年4月1日以降に竣工した工事成績 *同一工種で75点以上80点未満 有	2.0～ 0.5
	〇〇年4月1日以降に竣工した工事成績 *同一工種で70点以上75点未満 有	1.0～ 0.25
	上記いずれも 無	0.0

\*松山市の工事成績の具体的な内容については、個別の工事の入札説明書をご確認ください。

\*松山市の工事成績で求める同一工種の実績については、1件の請負金額2,500万円以上のものに限ります。

\*技術者の工事成績が確認できるものの写しの添付が必要となりますので、工事成績評定通知書の写しと併せコリンズの登録内容確認書（竣工登録されたものに限る。）又は竣工時工事カルテの写しを添付してください。

\*松山市の工事成績として、松山市公営企業局の工事成績も評価対象とします。

⑭継続教育（CPD等）の取組み

評価内容	評価基準	配点
継続教育（CPD等）の取組み	50ユニット以上	2.0～ 1.0
	25ユニット以上50ユニット未満	1.5～ 0.5
	25ユニット未満	0.0

\*当該入札に配置しようとする技術者のCPD等の取得単位数について評価(加点)します。

\*継続教育（CPD等）の取得単位数を証する書類は、（一社）全国土木施工管理技士会連合会、（公社）日本技術士会、（公社）土木学会、（公社）日本建築士会連合会又は建築設備士関係団体CPD協議会が発行するCPD等に係る証明書の写しの添付が必要となりますので留意してください。

\*証明書は、証明日が公告日から起算して過去1年以内のものに限ります。

\*証明書におけるユニット数の評価(加点)は、最大5年間とします。

\*取得ユニット数については、変更する場合がありますので個別の工事の入札説明書をご確認ください。

#### **(4) その他**

- (1) 原則として、提出書類のヒヤリングは実施しません。
- (2) 施工計画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された施工計画等は返却しません。
- (4) 提出期限以降における施工計画書等の差し替え及び再提出は認めません。
- (5) 総合評価落札方式において、受注者は、入札時に提案された内容に基づき施工が義務付けられます。このため当該提案どおりの施工された場合でも、完成検査時において当該提案に対し、工事特性、創意工夫、社会性等の項目において成績評定の加算は行ないませんが、当該提案された内容が実施されなかった場合には、特段の事情がない限り工事成績の総合評価技術提案等履行確認の項目において減点等の対象となります。

\*上記「(1) 施工計画」、「(2) 企業の施工能力」、「(3) 配置予定技術者の能力」に示す評価内容、評価基準、配点については、基本例であり工事の内容によって変更する場合がありますので、必ず個別の工事の入札説明書においてご確認ください。